

明石市施工プロセスチェックリストに基づくチェック実施要領

(目的)

第1条 この要領は、明石市工事監督要項（平成31年3月14日制定）第4条第1項に規定する施工に必要な書類等である施工プロセスチェックリストに基づくチェックの実施（以下「プロセスチェック」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(プロセスチェック対象の工事)

第2条 プロセスチェック対象の工事は、明石市契約規則（平成5年規則第10号。以下「規則」という。）第52条第1号に規定する工事とする。

(プロセスチェックの方法)

第3条 監督職員は、工事の着手前、施工中、変更時及び完成時において、契約書、設計図書、施工に必要な書類及び現場の状況等を踏まえ、プロセスチェックを行うものとする。

2 プロセスチェックを行う者は、その結果を施工プロセスチェックリスト（以下「チェックリスト」という。）に記入しなければならない。

3 監督職員は、必要に応じ次の各号に掲げる処理を行わなければならない。

(1) プロセスチェックにおいて、その内容に不備があった場合は、受注者に口頭指示を行うものとする。

(2) 口頭指示により改善がみられない場合は、受注者に文書による注意を行うものとする。

4 プロセスチェックに疑義が生じた場合は、監督員がプロセスチェックを行った場合は、工事主管課の長（以下「主管課長」という。）又は主任監督員、主任監督員がプロセスチェックを行った場合は、主管課長の確認のうえ行うものとする。

5 チェックリストは、完成検査まで監督職員が管理する。

6 監督職員は、次の各号に掲げる工事の区分に応じ、当該各号に定めるチェックリストによりプロセスチェックを行うものとする。

(1) 土木工事 施工プロセスチェックリスト（土木）（別記-1）

(2) 建築工事又は建築設備工事 施工プロセスチェックリスト（建築・建築設備）（別記-2）

(3) プラント設備工事 施工プロセスチェックリスト（プラント設備）（別記-3）

(プロセスチェックの結果)

第4条 プロセスチェックの結果は、検査における基礎資料とするため、規則第41条に規定する検査を執行する場合、検査に立会する監督職員が確認のうえ、規則第38条に規定する検査員に提出するものとする。

2 プロセスチェックの結果は、明石市工事成績評定要領に規定する評定における基礎資料とする。

3 プロセスチェックの結果は、完成検査終了後、総務局財務室工事検査担当において保管するものとする。

4 前項に規定する、チェックリストの保管は、規則第39条第1号に規定する専任検査員が検査する検査を対象とし、それ以外のチェックリストは、工事主管課において保管するものとする。

(委任)

第5条 この要領に規定するもののほかプロセスチェックに必要な事項は、別に定める。

附 則 (平成28年2月15日制定)

(施行期日)

1 この要領は、平成28年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要領は、この要領の施行の日以後に契約する工事について適用し、同日前に契約する工事については、なお従前の例による。

附 則 (令和5年3月15日制定)

この要領は、令和5年4月1日から施行する。